

令和5年3月28日

吹田市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

吹田市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、吹田市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が重要な所掌事務として明確に位置づけられた。

このため、管内の農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、特に生産緑地や相続税等納税猶予適用農地については、その制度や税制上の趣旨を踏まえ農地が有効に利用されるよう当該農地の適正管理の指導を行う。

また、都市農業の多様な機能の1つでもあり、農業に対する理解の醸成や農作業体験・交流の場として有効な事業である「学童農園事業」について、引き続き関係機関とより密接な連携を保ちながら本事業の継続・発展に取り組み、学童を含む市民への農業に対する理解の促進に努める。

さらに、農業委員会系統組織運動に呼応し農業委員会活動の強化に取り組むとともに、都市農地のもつ多面的機能・役割を活用した都市型農業施策の推進や市街化区域における相続税等納税猶予制度の見直しについて、市、政府をはじめその他関係機関に要請し都市農業の振興及び良好な都市環境の形成に資するため「農」のあるまちづくりの推進に取り組む。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

農地法第 30 条第 1 項（利用状況調査）により確認した遊休農地については、全ての遊休農地を解消することを最終目標とする

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 府、市、JA 等の関係機関との連携を図る。
- ② 農地の利用状況調査と利用意向調査を利用する。

市内農地について地区担当委員により パトロール月間を設け生産緑地、相続税等納税猶予適用農地、宅地化農地について農地パトロールを実施する。

また、耕作状況が不適正な農地については利用意向調査を行うとともに、農地の適正管理の指導を行い遊休農地の発生防止と解消を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 農業者研修会の開催について

(1) 農業者研修会の開催目標 年間 1 回程度

(2) 具体的な取り組み方法

市内農業者が一堂に会する「農業者研修会」を開催し、農業を取り巻く情勢と今日的課題について研修を行い、都市農業・農地の今後の在り方について共に考える場を設ける。

3 意見交換会の実施について

(1) 意見交換会の実施目標 年間 1 回程度

(2) 具体的な取り組み方法

都市農業・農地の持つ多面的な機能が評価され、市街化区域においても地域の特性を生かした農業・農地の持続的発展につながる施策の構築が期待されている。

市内の意欲ある農業者から農業経営の実態、問題点、行政への要望事項等、真の声を聞いて農政に反映させるとともに、市民参加・利用型の都市農業の確立に資するため運営協議会委員と各地区農業者が集い、意見交換を行う。

4 学童農園の実施について

(1) 学童農園の実施目標 20 校

(2) 具体的な取り組み方法

次代を担う子供たちが、農業体験を通して自然に触れ、作物を育てる苦勞と楽しさのなかから「働くことの意味」や「食べ物の大切さ」を知り、「生命の尊さ」や「思いやりの気持ち」を育むとともに農業理解を深め、食糧問題、環境問題について考えるきっかけとする学童農園に取り組む。

5 その他

この指針は、原則として、農業委員会委員の改選後の年度初めに見直しを行う。ただし、年度途中であっても農業委員会にて見直しが必要とされた場合は、随時、見直しを行うことができる。